（様式 任意1-1）

乙型協定書

　○○・△△・□□　異業種特定建設工事共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業（以下、単に「本事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 長野市発注に係る南長野運動公園長野オリンピックスタジアム長寿命化改修第１期工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「改修工事」という。）の請負

(2) 長野市発注に係る南長野運動公園長野オリンピックスタジアム長寿命化改修工事実施設計技術協力業務委託（以下、単に「技術協力業務」という。）の受託

(3) 前各号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、　〇〇・△△・□□　異業種特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　〇〇市〇〇町〇〇番地　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、改修工事の請負契約の履行後　　カ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　改修工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該改修工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

企業体　所在地

企業体名　　〇〇・●●　　 　建築特定建設工事共同企業体

代表者　所在地

会社名　　　〇〇会社

企業体　所在地

企業体名　　△△・▲▲　　 　電気特定建設工事共同企業体

代表者　所在地

会社名　　　△△会社

企業体　所在地

企業体名　　□□・■■　　 　機械特定建設工事共同企業体

代表者　所在地

会社名　　　□□会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　〇〇会社 　　 　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本事業の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料及び請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額等）

第８条　当企業体の構成員は各工事ごとに分担するものとし、本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務及び分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

建築工事　　　企業体名　　○○・●●　　　　　　　　　　　建築特定建設工事共同企業体

代表者会社名　　〇〇会社

電気設備工事　企業体名　　△△・▲▲　　　　　　　　　　　電気特定建設工事共同企業体

代表者会社名　　△△会社

機械設備工事　企業体名　　□□・■■　　　　　　　　　　　機械特定建設工事共同企業体

代表者会社名　　□□会社

２　前項に規定する分担工事額等については、第９条に規定する運営委員会で定め、技術協力業務は別紙１、改修工事は別紙２のとおりとする。

（特定建設工事共同企業体協定書の締結）

第８条の２　各構成員は、分担施工する業種の工事ごとに、別紙３に定める特定建設工事共同企業体協定書を締結し、共同施工するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務及び分担工事の進捗を図り、技術協力業務の委託契約及び改修工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。なお、代表者以外の構成員が分担した部分の請負代金については、第7条の規定にかかわらず、運営委員会で決定されたことを条件として、当企業体の代表者から構成員が委任を受け、あらかじめ構成員が指定する名義の預金口座による取引の手続きができるものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担業務及び分担工事を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本事業を行うにつき発生した共通の経費等については、分担工事額等の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　各構成員の連帯債務における共同企業体内部での責任区分と費用負担については次のとおりとする。

（１）発生した事象、発注者もしくは第三者に対して与えた損害および瑕疵について、原因者である構成員（以下「原因者」という。）が明確である場合には、原因者がそれに伴う一切の責任を負うものとし、費用を負担する。

（２）前号の場合において、原因者以外の構成員が、発注者もしくは第三者に対する費用を負担した場合は、当該構成員は原因者に対してその費用を請求することができるものとする。

（３）前２号において、原因者が複数の構成員である場合は、原則として、原因者である当該構成員における原因となった業務に関する請負代金に対する持分比率に応じて費用負担するものとするが、原因である事象又は行為に関する事実関係を踏まえて、誠実に協議して定めるものとする。

（４）発生した事象、第三者に対して与えた損害および瑕疵について、原因者が判明しない場合においては、すべての構成員が請負代金に対する持分比率に応じて費用負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（本事業途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

　（本事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが本事業途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認により残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務及び分担工事を完成するものとする。

２　前項の破産又は解散した構成員が代表者である場合は、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

３　前２項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、引き渡しされた工事目的物が契約不適合であるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　〇〇・●●建築特定建設工事共同企業体　　外　　２　　者は、上記のとおり　〇〇・△△・□□　異業種特定建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　５　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。

　なお、１通は発注者提出用、１通は契約書に綴じるものとする。

　　　　令和　　年　　月　　日

企業体　所在地

企業体名　〇〇・●●　　 　 　建築特定建設工事共同企業体

代表者　所在地

商　号　　〇〇会社

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

企業体　所在地

企業体名　△△・▲▲　　 　 　電気特定建設工事共同企業体

代表者　所在地

商　号　　△△会社

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

企業体　所在地

企業体名　□□・■■　　 　 　機械特定建設工事共同企業体

代表者　所在地

商　号　　□□会社

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印